

労災保険率等に係る関係法令

参考 1-2

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

（保険料）

第30条 労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、**徴収法の定めるところによる。**



労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（労働保険料）

第10条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二 第一種特別加入保険料
- 三 第二種特別加入保険料
- 三の二 第三種特別加入保険料
- 四 印紙保険料



労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（一般保険料の額）

第11条 **一般保険料の額は、賃金総額に第12条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。**

- 2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。
- 3 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。



労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（一般保険料に係る保険料率）

第12条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

- 一 **労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた率**
- 二 **労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率**
- 三 **雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率**
- 2 **労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の業務災害（労災保険法第7条第1項第1号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第2号の通勤災害をいう。以下同じ。）に係る災害率並びに二次健康診断等給付（同項第3号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第13条において同じ。）に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。**



労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和47年政令第46号）

（労災保険率）

第2条 法第12条第2項の**労災保険率は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、過去3年間に発生した労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第1号の業務災害（以下この条において「業務災害」という。）及び同項第2号の通勤災害（以下この条において「通勤災害」という。）に係る同法の規定による保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間、過去3年間の同項第3号の二次健康診断等給付（以下この条において「二次健康診断等給付」という。）の受給者数その他の事項に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立しているすべての事業の過去3年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、同法第29条第1項の社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容、労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めるものとする。**



労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）

（労災保険率等）

第16条 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第3条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る**労災保険率は別表第1のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は1000分の50とし、別表第1に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の詳細は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。**

労災保険率の設定に関する基本方針の概要

平成17年3月25日制定

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の中で、「業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る」とされたことを受け、学識経験者による総合的な検討を行い、以下の基本方針を制定。

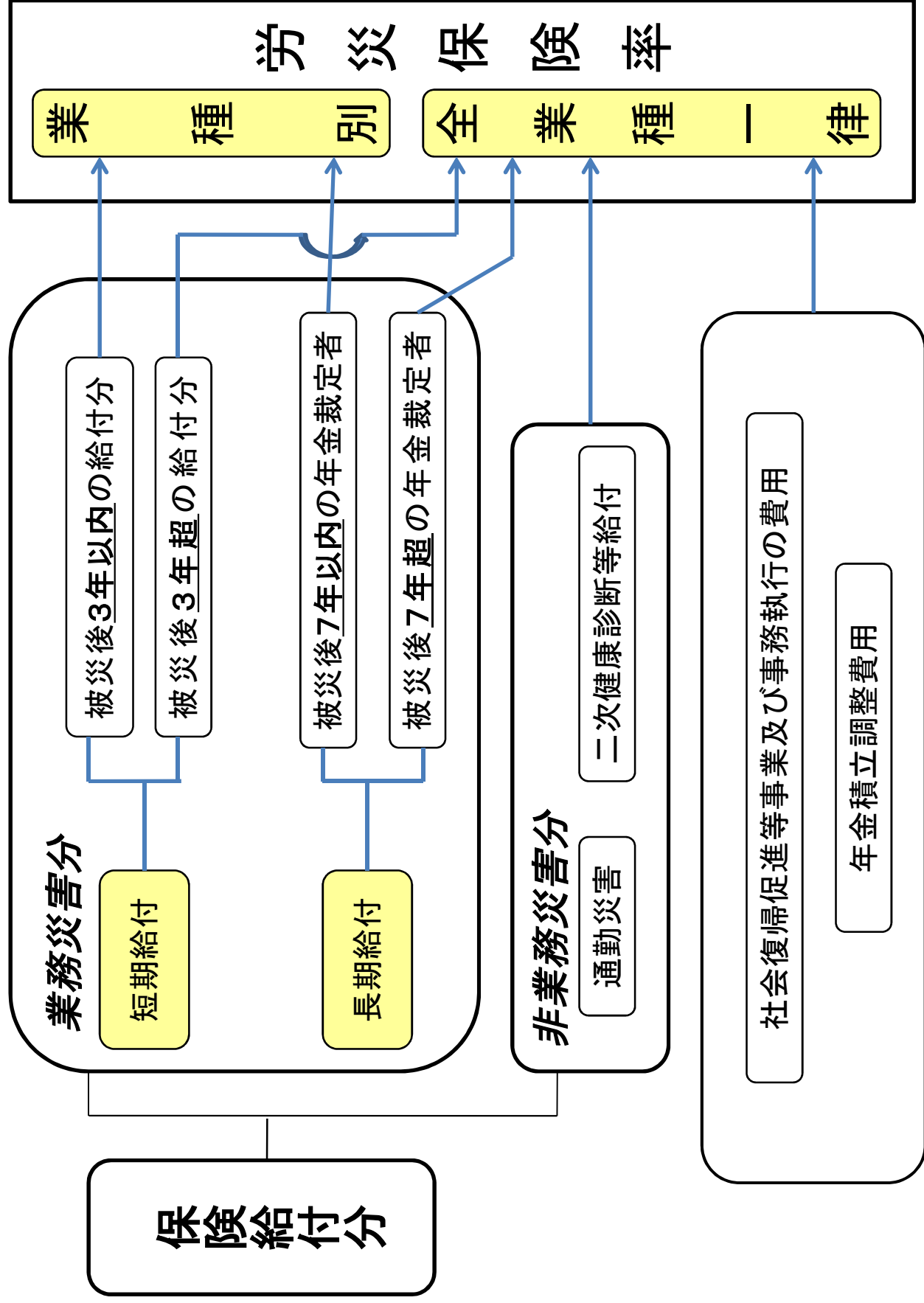
- 1 労災保険率は、業種別に設定すること。
- 2 改定は、原則として3年ごとに行うこと。
- 3 保険率の算定は、過去3年間の保険給付実績等に基づいて「料率に係る基本的な算定方式」により行うこと。

激変緩和措置

次の業種について、上限の設定等の一定の措置を講ずる。

- ① 算定の結果、労災保険率が一挙に上昇する業種
- ② 産業構造の変化に伴い事業場・労働者数が激減し、収支率が著しく悪化している業種

料率に係る基本的な算定方式



労災保険率の設定に関する基本方針

平成 17 年 3 月 25 日制定

労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように設定することとされ、おおむね 3 年ごとに公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成 16 年 3 月 19 日に「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」が閣議決定され、その中で「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。」とされたところであり、これを受けて、厚生労働省においては学識経験者による労災保険率の設定について総合的な検討を行った。

今般、その検討結果を踏まえ、労災保険率の設定に関する基本方針を定め、今後、この基本方針に基づき、労災保険率の設定を行うこととし、これによって、労災保険率の設定手続の透明化を図ることとする。

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の種類類似性のある業種グループ等に着眼して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

2 改定の頻度

労災保険率は、原則として 3 年ごとに改定する。

3 算定

労災保険率は、次に掲げる方式により算定する。

(1) 算定の方法

イ 算定の基礎

算定の基礎は、過去 3 年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額とする。

ロ 業種別の料率に係る基本的な算定方式

業務災害分の料率については、短期給付分、長期給付分に分けて、各々、次の方式により算定する。

(イ) 短期給付分(療養補償給付、休業補償給付等)

短期給付分については、3年間の収支が均衡する方式(「純賦課方式」)により算定する。

(ロ) 長期給付分(年金たる保険給付等)

長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収する方式(「充足賦課方式」)により算定する。

ハ 全業種一律賦課方式

給付等に要する費用のうち、以下に掲げる部分については、全業種一律賦課により算定する。

(イ) 業務災害分

- a 短期給付のうち、災害発生より3年を経ている給付分
- b 長期給付のうち、災害発生から7年を超えて支給開始される給付分
- c 過去債務分(既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額)

(ロ) 非業務災害分等

非業務災害分(通勤災害分及び二次健康診断等給付分)、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分

(2) 激変緩和措置等

算定された数値が増加した場合に、これに対応して労災保険率が一挙に引き上がる業種の労災保険率については、必要に応じて一定の激変緩和措置を講ずる。

さらに、産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している業種の労災保険率については、必要に応じて一定の上限を設ける。

これらの具体的な措置については、料率改定時において、過去3年間の数理計算も踏まえて設定する。

なお、激変緩和措置等を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とする。

4 労災保険率改定の手続等

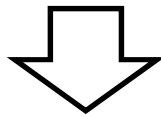
労災保険率は、労災保険率の改定に係る基礎資料を公開するとともに、これに基づく審議会での検討を経て決定する。

労災保険率の改定（案）の概要

現 行

平均労災保険率 **4.8**／1,000 （全業種の平均）

（最低 2.5／1,000 ～ 最高 89／1,000）



改定案

平均労災保険率 **4.7**／1,000 （全業種の平均）

（最低 2.5／1,000 ～ 最高 88／1,000）

引上げ：8業種 据置き：23業種 引下げ：23業種

平成元年度以降の改定経過 （単位：1／1,000）

元年度	4年度	7年度	10年度	13年度	15年度	18年度	21年度	24年度
10.8	11.2	9.9	9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8

料率改定により

年間 **278 億円** の負担が軽減される

改定の効果の例

従業員数が40人、平均年収が300万円である「ガラス又はセメント製造業」（7.5/1,000→5.5/1,000）の場合、年間24万円の労災保険料が軽減（90万円→66万円）

労災保険率を構成する要素

労災保険率の構成要素 (全業種平均)		<u>改定案</u> (1/1,000)	現行 (1/1,000)
業務災害分	短期給付分 療養補償給付 休業補償給付	<u>2.23</u>	2.23
	長期給付分 年金給付 (将来給付分は積立 金として保有)	<u>1.24</u>	1.44
非業務災害分		<u>0.6</u>	0.6
社会復帰促進等事業、事務の執行に要する費用		<u>0.9</u>	1.0
年金積立調整費用		<u>▲0.4</u>	▲0.5
合 計		<u>4.7</u>	4.8

※それぞれ端数処理前のものを平均しているため、その合計値と端数処理後の設定料率を平均した料率（合計）は一致しないことがある。

「労災保険の事業の種類に係る検討会」報告書（平成25年3月）（抄）

※労災保険の事業の種類に係る検討会（座長：岡村 国和）平成25年2月～3月

製造業の業種区分の再編

新規受給者数、労災保険率、作業態様、関係業界団体等の災害防止活動の現状を踏まえ、
食料品製造業とたばこ等製造業を統合すべきである。

労災保険率の推移（単位：1/1,000）

平成23年度末

	18年度	21年度	24年度	事業場数	労働者数(人)
食料品製造業	7.5	6.5	6.0	44,216	1,314,996
たばこ等製造業	6.5	5.5	6.0	2,196	14,739

労災保険率表(案)

(単位: 1/1,000)

業種	料率改定案	現行料率	引上げ・引下げ
林業	60	60	
海面漁業	19	20	-1
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	40	-2
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20	19	1 ※
原油又は天然ガス鉱業	3	5.5	-2.5
採石業	52	58	-6
その他の鉱業	26	25	1 ※
水力発電、ずい道等新設事業	79	89	-10
道路新設事業	11	16	-5
舗装工事業	9	10	-1
鉄道又は軌道新設事業	9.5	17	-7.5
建築事業	11	13	-2
既設建築物設備工事業	15	15	
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	7.5	-1
その他の建設事業	17	19	-2
食料品製造業	6	6	
繊維工業又は繊維製品製造業	4.5	4	0.5 ※
木材又は木製品製造業	14	13	1 ※
パルプ又は紙製造業	7	7.5	-0.5
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	5	-0.5
ガラス又はセメント製造業	5.5	7.5	-2
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	19	19	
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
金属精錬業	7	6.5	0.5 ※
非鉄金属精錬業	6.5	7	-0.5
金属材料品製造業	5.5	7	-1.5 ※
鋳物業	18	17	1 ※
金属製品製造業又は金属加工業	10	10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	7	
機械器具製造業	5.5	5.5	
電気機械器具製造業	3	3	
輸送用機械器具製造業	4	4.5	-0.5
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	4	-0.5
その他の製造業	6.5	7	-0.5
交通運輸事業	4.5	4.5	
貨物取扱事業	9	9	
港湾貨物取扱事業	9	11	-2
港湾荷役業	13	16	-3
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	49	50	-1
農業又は海面漁業以外の漁業	13	12	1 ※
清掃、火葬又はと畜の事業	12	13	-1
ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7	6.5	0.5 ※
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3.5	
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	
全業種	4.7	4.8	

※ 労災保険率の引き上げとなる業種

激変緩和措置について

平成 27 年度労災保険率の改定に当たっては、次のとおりの激変緩和措置を講じる。

- 1 労災保険率の引上幅の上限は、 $1/1,000$ とする。
- 2 労災保険率の算定結果（激変緩和措置前）が、現行の労災保険率より高い場合であっても、業務災害の発生日合（※）が下がっている場合は据え置きとする。

※ 賃金総額に占める給付の割合。

労災保険率を据置く理由：

2 が適用される業種は、事業の規模等を考慮した上で、災害が減少したと判断できるため。

※ 仮に据え置かないと、算定上の労災保険率と実際の労災保険率との差が相対的に大きい場合は、継続的に、労災保険率の改定毎に $1/1,000$ ずつ上昇してしまうこととなる。

例：船舶製造又は修理業

現行の労災保険率： $23/1,000$

労災保険率の算定結果（激変緩和措置前）： $30.7/1,000$

業務災害の発生日合（平成 23～25 年度）：42.3

業務災害の発生日合（平成 20～22 年度）：43.1

激変緩和措置を講じる業種

平成 27 年度労災保険率改定で、激変緩和措置を講じるのは 12 業種。

そのうち、2により労災保険率を据置く業種は、8 業種(下線)

※ 激変緩和措置を講じる業種以外の業種は、激変緩和措置分 0.1/1,000 を一律に負担する(21 年度改定 : 0.2/1,000、24 年度改定 : 0.1/1,000)。

「林業」 60/1,000

「金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業」 88/1,000

「石灰石鉱業又はドロマイト鉱業」 20/1,000

「その他の鉱業」 26/1,000

「木材又は木製品製造業」 14/1,000

「印刷又は製本業」 3.5/1,000

「コンクリート製造業」 13/1,000

「その他の窯業又は土石製品製造業」 26/1,000

「洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業」 6.5/1,000

「船舶製造又は修理業」 23/1,000

「貨物取扱事業」 9/1,000

「農業又は海面漁業以外の漁業」 13/1,000

東日本大震災による労災保険率への影響

1. 24年度改定時の考え方

○東日本大震災による労災保険率の影響については、一定の前提のもとで推計したところ、9年間で0.1/1000を全業種一律に負担する結果となったが、震災から1年も経過していない段階で実績値を把握することが困難だったことから、平成27年度改定時に算定することとされた（参考：第46回部会提出資料）。

2. 給付の実績値

	短期給付	長期給付
平成23年度	109億円	25億円
平成24年度	8.3億円	22億円
平成25年度	2.5億円	21億円
合計	120億円	67億円

3. 長期給付の見通し（責任準備金）

○平成25年度末の年金受給者数：約1,600人

→今後支給するために必要な額（責任準備金）：約650億円

（参考）平成25年度末における労災保険の財政状況

積立金：7兆8,008億円

責任準備金：7兆7,496億円（震災分込み）

剰余額：511億円

4. 対応（案）

○短期給付については、給付の性質上、今後増えることは考えにくく、長期給付については、現在保有している積立金で将来にわたって支払うことが可能であるため、新たに料率化する必要はない（料率化しない）。

東日本大震災 労災保険率への影響

震災による保険給付額

仮に、遺族補償年金が 2,750 件（11 月 10 日現在の請求件数 1,941 件）支給されることとなったとすると、年金を支給するために必要な原資として積み立てるべき額は、約 1,530 億円

労災保険率の引上率

全業種一律に、9 年間賦課する場合

約 1,530 億円 ÷ 9 年間 = 約 170 億円（単年度）

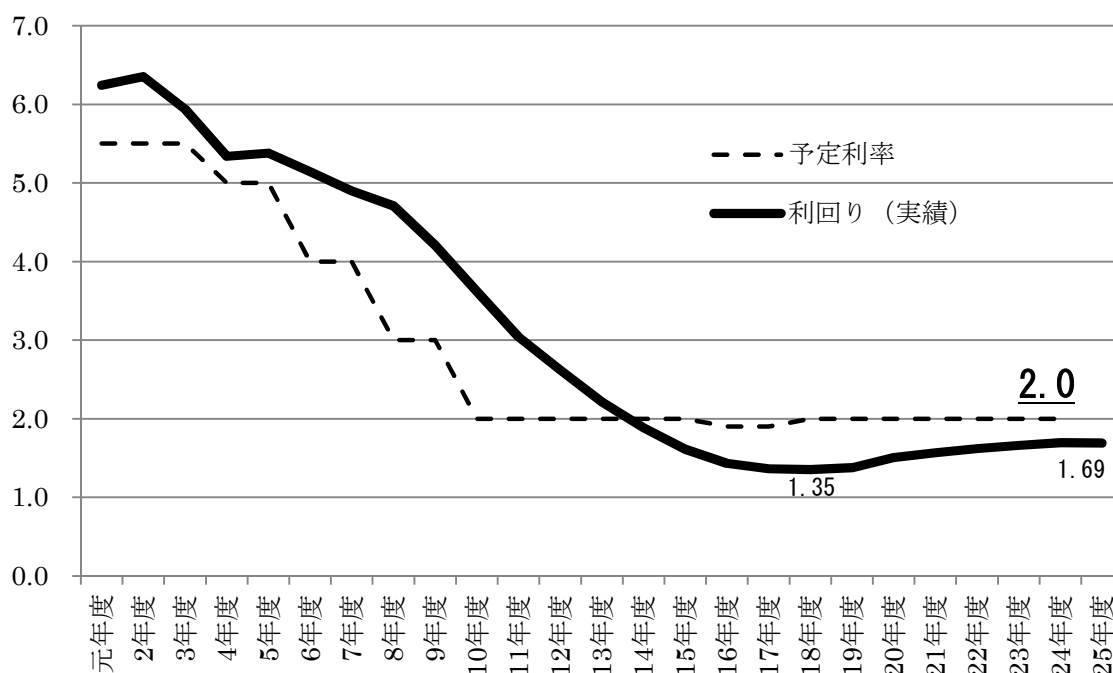
震災による保険給付額の負担分については、9 年間賦課（平成 24・27・30 年度労災保険率改定）すると、0.1/1,000（約 154 億円）となる。

なお、震災関連の給付は、平成 27 年度労災保険率改定時の算定の基礎となる期間（平成 23 年度～25 年度）に裁定されることや、平成 24 年度労災保険率改定時には実績値が分からない（1,530 億円は推計値）ことから、震災に係る費用負担分は平成 27 年度労災保険率改定で算定する予定である。

予定利率の見直しについて

1. 積立金の運用状況

近年、運用利回り（実績値）は予定利率を下回っている



※労災保険の積立金は、財政融資資金に預託することが義務付けられており、運用益はすべて預託による利息収入によるもの。

2. 予定利率の見直し

平成 25 年度末における積立金の預託状況から、今後期待できる運用利回りを試算すると 1.73%

平成 26 年度における預託金利は、1.4%～1.5%

予定利率を 1.7% で設定